

口座開設アプリからの口座開設に係る特約

第1条【特約の適用範囲等】

1. この特約は、「北海道銀行口座開設アプリ」（以下、「本アプリ」といいます）から開設した株式会社北海道銀行（以下、「当行」といいます）の投資信託関連口座に適用される事項を定めるものです。
2. 本アプリにより開設した投資信託関連口座は、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「特定口座に係る上場株式等保管委託規定」「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」等の各規定によるほか、本特約により取り扱います。なお、各種規定とこの特約とで相違が生じる場合には、各種規定の定めにかかわらず、本特約が優先して適用されるものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種規定に従います。

第2条【取引の開始】

1. 本アプリにより開設した投資信託関連口座は、当行が所定の口座開設手続きを完了した後、お客さま自身がインターネットバンキング「道銀ダイレクトサービス」の利用登録を行うことにより、取引を開始するものとします。

第3条【印章の届出】

1. 投資信託関連口座の印章は、口座開設後に別途当行所定の方法によりお届けいただくことがあります。なお、印章の届出が完了するまでは、お届けの押捺が必要な店頭でのお取引など印章を用いたお取引はできません。
2. 印章の届出を受け付ける際には、当行所定の方法により本人確認等を行います。

第4条【届出事項の変更等】

1. お届け印、住所、氏名、電話番号、Eメールアドレス等当行への届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により、当行に届け出てください。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が完了するまでの間に変更が行われなかったことにより、お客さまに損害が生じても当行は責任を負いません。

2. お客様が当行に届け出た住所、電話番号またはEメールアドレスが、お客様の責に帰すべき事由によりお客様以外の方の住所、電話番号またはEメールアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 届出の住所・氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

第5条【特約の変更】

この特約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法（平成二十九年六月二日法律第四十四号による改正後のものをいい、その後の改正を含む）第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の特約の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

(2024年12月6日改定)